

こんなときどうしますか？正しい対応は？ 「手術で摘出した娘の皮膚腫瘍を自宅に持って帰りたいのですが。」

高松赤十字病院 小児外科¹⁾, 消化器外科²⁾

久保 裕之¹⁾, 石川 順英^{1) 2)}

要 旨

民法上、生体由来の組織は第一次的には被摘出者の所有に属すが、手術によって摘出した組織の所属に関しては法的基盤に乏しい。今回、摘出した5歳女兒の皮膚腫瘍を両親が「欲しい」と希望したケースを経験した。児の摘出組織を両親に渡すことが、法規面、倫理面において妥当かどうか問われたケースであり、医師一個人としては判断が困難であったため院内の医療安全組織に上申した。法律の専門家も交えて協議した結果、手術によって摘出した組織はホルマリンのビンに入れて両親に渡すこととした。この選択はあくまで本症例における決定であり、すべてのケースに適応できるものではない。患者権利が多様化した現在、手術によって摘出した組織の取り扱いを巡り医師一個人としてさまざまなケースに遭遇する可能性も考えられるが、現時点では法的に明確な規定がない以上、安易に個人で判断することは避け、しかるべき組織で検討した上で「病院としての見解・決定」に従うことが望ましい。また今後、倫理的・人道的側面を考慮した法体系の整備が望まれる。

キーワード

摘出, 組織, 所有, 保護者, 権利

はじめに

手術切除材料、生検標本や組織標本については、廃棄物処理法の「臓器（病理廃棄物）は感染性一般廃棄物として適正に処理されねばならない」が唯一の規定であり、その所属に関する法的基盤が乏しい¹⁾。民法上、生体由来の組織は、本来、第一次的には被摘出者の所有に属し²⁾、慣習的に「へその緒」、「乳歯」、「胆石」などは希望があれば患者もしくはその家族に渡していることも多いが、具体的にどの臓器・組織を、どのような状態・状況なら渡してもよいのか明確なルールはない。今回、摘出した小児の皮膚腫瘍を両親が「欲しい」と希望したケースを経験した。小児領域において、その両親（保護者）に「手術摘出組織を欲しい」と言われた場合、どう対処するのがよいか、その対応を考察した。

症 例

症例は5歳女兒。出生時より認める左頸部の軟骨様組織を含む皮膚腫瘍を主訴に受診した（図1）。疼痛、感染、腫瘍増大などの症状は無かったが、整容的側面より摘出の希望があった。その際、「切除した皮膚腫瘍を自宅に持って帰りたい」と父親から申し出があった。その申し出に対する返答として、①摘出した腫瘍をそのまま渡す、②摘出した腫瘍をホルマリンに入れて渡す、③病理に提出して悪性の有無を検索したのち渡す、④病理に提出して家族には渡さない、⑤病理には提出せず家族にも渡さず破棄する、⑥手術自体をお断りする、の6つの選択肢が考えられたが、当科では判断することが出来ず当院の医療安全推進室に上申した。

当院顧問弁護士を含む医療安全推進室での協議の結果、「原則的には摘出組織は患者のものであ



図 1

り、その患者が未成年であった場合その権利は保護者が有する。出生後より存在する先天性頸部遺残軟骨が疑われ悪性である可能性が極端に低く、病理検査を行わないことで患児が著しい不利益を被る可能性が少ない。ホルマリンに入れて固定した後は、感染性を失ったただの「肉片」として扱っても法解釈上違法ではなく、摘出する組織は2 cm 大程度の肉片にしか見えないため、著しく第三者に不快を与える物ではない。またホルマリンを個人が持つこと自体も禁止されていない。さらに摘出した組織を患者家族に渡す・渡さないの解釈で、児に対する医療の求め（手術）を拒否することは出来ない。結果として廃棄物処理法による適正処理の義務を渡された側（保護者）が負うことを条件に、摘出した組織を患者家族に渡しても構わない。」との決定を得たため、後日、全身麻酔下に軟骨を含めた皮膚腫瘍摘出術を施行し、摘出した組織はホルマリンに入れ、小さなプラスチックのビンで父親に手渡した。この一連の経過は、協議内容を含め電子カルテ上に記載した。

考 察

著者にとって、「手術によって摘出した組織が欲しい」と言われた初めてのケースであった。一個人では判断することができず、病院内の医療安全推進室に相談したことで、当院の公式見解として「摘出した組織をホルマリンに入れてビンで渡す」という選択を行った。

民法上は「あるヒトから切り離された人体の一部、例えば毛髪、爪などはもちろん、検査のために採取した血液、体液など、手術によって摘除された、臓器、皮膚、骨などの組織（生体由来の組

織）はその排他的支配が確立されているかぎり、民法上の「物」であり、切り離されたヒト（被摘出者）の所有に属し、所有権の対象となる。ただし、通常の物の所有権とは異なり、その取引や処分につき、特別法、民法の公序・良俗に関する規定、あるいは倫理的な側面から制限が加わることがある。これらの論点を克服できれば、組織の所有権を譲渡することは可能である²⁾とされる。従って、本症例は児の摘出組織を両親に渡すことが、これらの法規面、倫理面において妥当かどうか問われたケースである。

本症例では被摘出者は5歳であり、摘出組織の所有権に関して児の意見・判断を得ることは困難であるため、その権利は保護者に帰属していると考えられる（民法824条；財産管理権）。摘出組織が原則両親の所有物だとすれば、病理学的検査に出すか否かは両親の自由であり、医療者側の勝手な判断で行うわけには行かない。また「病理学的検査を行わず持って帰るのは前例が無い」との理由で、治療を拒否することは医師の応召義務に反する可能性がある。しかし摘出した組織を医学的知識を有さない保護者の判断で病理学的検査に提出しないことが、本当に児にとって妥当かどうかは疑問が残る。出生後より存在する先天性頸部遺残軟骨と診断し悪性の可能性は極めて低いと判断したが、万が一悪性であった場合は生命予後にも影響を及ぼしかねない。その不利益は児がもっとも被ることになり、児童虐待の防止等に関する法律に反するかも知れない。民法第820条において「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とあるが、平成23年の改正によって「子の利益のために」の一文が追加され目的が明確化された。「子の利益」は親権を行使する保護者のみならず、社会が負うべき義務であろう。両親の権利行使が児にとって妥当なものかどうかは十分に検討する必要があると考えられる。

現行の廃棄物処理法では体液、血液、浸出液が付着したものは感染性廃棄物とされ適切に処理されなければならない¹⁾。この場合の適切とは、病理学検査に提出しないのであれば、二次感染を起ささないための焼却処分であろう。「生」で渡すことは感染性廃棄物を家族に渡すことになるため適切とは言い難い。しかし慣習的に渡している「へその緒」、「乳歯」、「胆石」なども感染性の問題を確実にクリアしているわけではなく明確な線

引きはない。本症例ではホルマリンに入れて渡した。一般にホルマリン固定により感染性は無くなるとされるため、感染性廃棄物の観点はクリアできたかもしれない。またホルマリンは毒劇物・薬品などを取り扱う専門の薬品店で販売されており、登録、身分証明の上、個人が持つこと自体は禁止されていない。従って、生でそのまま渡すよりはホルマリンに入れて渡すことが適当かもしれない。

ホルマリン漬けされた組織を、第三者の目に付かない場所に保管するのであれば大きな問題になることはないのだろうが、自宅から持ち出す、もしくはインターネット上で公開する等、他者の目に留まることで不快に感じるものが現れたとすれば、公序・良俗に関する規定に反する可能性がある。「不快に感じる」法的な線引きは、組織の大きさによるのか、外観的に認識できるかどうか（例えば眼球や四肢など）なのかは不明であるが、自宅に持ち帰った後、そのピンをどのように扱うかは両親の倫理観に一任されている。渡す際には保管に関して注意を促す必要がある。

「切除した皮膚腫瘍を自宅に持って帰りたい」と申し出が保護者よりあった場合、「摘出した組織をホルマリンに入れてピンで渡す」ことが正しい答えではない。本ケースにおいてのみその決定をしたに過ぎない。医療パターンリズムが社会的問題として喚起される1970年代以前ならいわゆるお医者様が「渡す」もしくは「渡せない」と言えば話は終わりだったであろうが、患者権利の多様化した現代においては今後も様々なケースが考えられる。悪性の可能性が残る腫瘍も保護者に「病理検査に提出しない権利」が認められるのか、例えばその悪性の可能性のパーセンテージによって権利が変わるのか、眼球や四肢などあきらかに外観で判るものを渡せるのか、またその際ホルマリンは何mlまで病院から個人に渡せるのか、さらに腎臓や血液など状況によっては金銭を生む可能性がある場合も渡せるのか、組織から得られる遺伝子学的情報の悪用の可能性はないのかなど、現時点では医師-患者間の社会通念上、倫理上、性善説に依るところが大きく、法的に明確な規定がないため、今後、感染性という視点のみならず、倫理的・人道的側面を考慮した法体系の整備が望まれる。

おわりに

法的に明確な規定がない以上、安易に個人・各科で判断することは避け、院内の医療安全組織や医療社会組織などに相談し、法律の専門家（顧問弁護士）も交えて検討した上で、その「病院としての見解・決定」に従うことが、現時点における医師一人の最良の選択であろう。

謝 辞

本報告に際して、法的な立場からご指導を頂きました森脇法律事務所所長 森脇正先生に深謝いたします。

●文献

- 1) 堤 寛：病理臓器をめぐる諸問題. 病理と臨床 23 (7) : 765-773, 2005.
- 2) 畔柳達雄：医療と法律 大学病院の医療事故 死体解剖保存法による摘出臓器等の返還請求の可否 臓器等利・活用の展望. 耳鼻展望 44 (5) : 422-432, 2001.